

第 3 節 施策の実施状況

第 3 次基本計画の施策の取組状況は、次のとおりです。

- ：施策を十分に実施したもの
- △：施策を実施したが、取組が不十分だったもの
- ×：施策を実施できなかった、あるいは中止（休止）したもの

1 4R の推進

(1) 家庭系ごみ

施策	実施状況	特記事項
家庭系生ごみの減量		
ダンボール箱を利用した堆肥作りの普及促進	○	
生ごみ処理機・処理容器の購入費補助	○	
食品の使い切り、食べ切り、水切りの啓発	○	平成 28 年度から「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加し、全国共同キャンペーン等を実施。
レジ袋の削減		
レジ袋の削減及びマイバッグ運動の促進	○	事業者・市民団体・行政間の協定締結により、平成 29 年 4 月から一部店舗でレジ袋有料化実施。
リサイクルショップの活用		
認定制度の新設及びホームページ等による周知	○	平成 28 年 8 月から「よなごリユースショップ認定事業」開始。
小型家電リサイクル		
小型家電リサイクルの継続実施	○	継続して取り組むとともに、平成 29、30 年度には「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加。
市内の認定事業者の情報収集及びごみカレンダー等による周知	○	
店頭回収の充実		
店頭回収の情報収集及びホームページ等による周知	×	今後、店頭回収状況を事業者から聞き取りし、市民に周知を図る。
その他		
他市の家庭系ごみ排出抑制等に関する施策の調査・研究	○	

(2) 事業系ごみ

施策	実施状況	特記事項
鳥取県グリーン購入基本方針		
グリーン購入の普及促進のための情報提供	△	必要に応じて情報提供。
TEAS、KES の導入		
鳥取県版環境管理システム（TEAS）、環境マネジメントシステム・スタンダード（KES）の認定取得についての情報提供	△	必要に応じて情報提供。
多量排出事業者に対する指導等		
多量排出事業者の認定・指導等の制度の検討	○	
事業者に対するごみの減量、適正排出、法制度等の啓発	○	排出量の多い事業所を訪問し、啓発指導実施。
市役所ごみの減量・リサイクルの実施		
省エネルギー、資源リサイクル、その他の環境保全活動を率先して実行し、温室効果ガス排出量の削減を中心とした環境への負荷の低減を図る	○	
毎年度「米子市グリーン購入調達方針」を定め、環境負荷の低減に資する	○	
各種リサイクル法の周知		
食品リサイクル法等の各種リサイクル法を周知し、事業系ごみの削減、リサイクルを促進する	○	事業者向けパンフレット・市ホームページへの掲載実施。
その他		
他市の事業系ごみ排出抑制等に関する施策の調査・研究	○	

2 環境教育、普及啓発の充実

施策	実施状況	特記事項
自治会、リサイクル推進員等と連携し、地域におけるごみの発生抑制・排出抑制等の啓発を推進する	○	
小中学生に対しごみに関する啓発を実施	○	市内の小学4年生の施設見学受入実施。
高校、大学について分別説明会を実施	○	鳥取大学新入生に対し、分別説明会実施。
ごみ情報誌「よなごみ通信」を発行してごみに関する各種情報を提供し、ごみの排出抑制、リサイクルを促進する	○	年1回発行。
ごみの排出抑制等を記載した事例集を発行	×	
「ごみ分別収集カレンダー」、「家庭ごみの分別・出し方早見表」、ホームページにより分別ルールを周知	○	左記のほか、平成30年4月からスマートフォン用ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を配信開始。

3 低炭素社会との調和

施策	実施状況	特記事項
クリーンセンターにおいて廃棄物発電により熱回収するとともに、平成 28 年度から灰溶融炉を休止し、二酸化炭素排出量の削減に取り組む	○	平成 28 年度から境港市の可燃ごみの受入れ開始により処理量が増え、発電電力量が増加した。一方、平成 27 年度末をもって灰溶融設備を休止したことで使用電力量が減少した。その結果、二酸化炭素換算の温室効果ガス排出量が平成 28 年度において平成 27 年度と比較して約 3 割減少した。
リサイクルプラザの不燃物残さをエコスラグセンターで溶融することを取りやめ、有効利用できるプラスチックを選別する施設（以下「プラスチック選別処理施設」という。）へ機能転換し、二酸化炭素排出量の削減に取り組む	×	プラスチック選別処理施設への機能転換については、鳥取県西部広域行政管理組合及び構成市町村において検討した結果、平成 30 年 8 月に事業中止が決定した。
クリーンセンター、リサイクルプラザ及びプラスチック選別処理施設から排出される温室効果ガスの量を周知し、ごみ減量による温室効果ガスの排出抑制を促進する	△	今後、周知に努める。

4 廃棄物の適正処理

(1) 収集・運搬体制

施策	実施状況	特記事項
効率的・効果的な収集運搬体制を継続する	△	収集量の減少により、一部品目において収集量当たりの収集経費が増加している。
家庭系ごみについて、ステーション収集への統一を推進するとともに、高齢者世帯の増加等社会情勢の変化に対応した収集運搬体制を検討する	○	
事業系ごみについて、事業者自ら運搬又は許可業者による収集を行う	○	
許可業者について、ごみの量に応じ、健全な事業継続ができる許可業者数、車両数とする	○	
可燃物と不燃物の混合ごみ、分解が困難なごみ、処理困難物として市では収集しないごみ等の家庭での分別や処理が難しいごみについて、特別収集、拠点回収等を検討する	○	

(2) 分別区分

施策	実施状況	特記事項
家庭系ごみについて、現行の分別区分を基本とし、必要に応じて見直しを検討する	○	
事業系ごみについて、現行のとおり事業者自らの責任において処理を行う	○	

(3) 中間処理計画

施策	実施状況	特記事項
排出抑制、資源化により処理量を極力削減した後のごみについて、クリーンセンター、リサイクルプラザ及びプラスチック選別処理施設並びに民間事業者（委託業者、一般廃棄物処理業許可業者）の処理施設で処理する	○	※プラスチック選別処理施設への機能転換については、鳥取県西部広域行政管理組合及び構成市町村において検討した結果、平成 30 年 8 月に事業中止が決定した。
可燃ごみについて、クリーンセンターにおいて焼却処理し、焼却処理後の灰はセメント化等により有効活用を図る	○	平成 28 年 4 月から主灰、平成 29 年 10 月から飛灰のセメント原料化により再資源化実施。
不燃・不燃粗大ごみ、資源ごみについて、リサイクルプラザにおいて破砕、選別、梱包等の処理により、再生利用を行なう	○	
新たにプラスチック選別処理施設を整備し、廃プラスチックの有効活用を図る	×	プラスチック選別処理施設への機能転換については、鳥取県西部広域行政管理組合及び構成市町村において検討した結果、平成 30 年 8 月に事業中止が決定した。 なお、平成 31 年 4 月から、資源化処理後のプラスチック残さについて一部を外部処理（焼却処理）し、焼却残さについては土木資材へリサイクルしている。

(4) 最終処分計画

施策	実施状況	特記事項
中間処理した後のごみについて、鳥取県西部広域行政管理組合が委託をしている民間の最終処分場において埋立て処理を行う	○	
次期最終処分場について、鳥取県西部広域行政管理組合並びに組合の構成市町村と協議しながら、処分場の確保を図る	○	

(5) 不法投棄対策

施策	実施状況	特記事項
ごみの不法投棄を防止するための啓発を図る	○	
巡回パトロールの実施等監視・通報・処理体制の強化と行政機関との連携の強化を図る	○	不法投棄の多い7地区に不法投棄監視員を9名設置し、監視区域内の監視パトロール実施。

(6) 災害廃棄物対策

施策	実施状況	特記事項
災害発生時には、「米子市地域防災計画」に定めた清掃計画に基づき、災害時に発生するごみ（がれき、生活ごみ等）の適正な処理を行う	－	期間内の災害なし。
県、鳥取県西部広域行政管理組合、周辺市町村、関係団体との協力体制の整備を図る	○	5つの関係団体と災害廃棄物処理に関する協定締結。
国、県の計画を踏まえ、災害廃棄物処理計画の策定を検討する	○	令和2年3月、米子市災害廃棄物処理計画策定。

(7) 海岸漂着物対策

施策	実施状況	特記事項
地域住民やボランティアによる清掃等地域活動の推進、支援や海岸管理者との連携、協力を努める	○	

5 広域連携の推進

(1) 他市町村のごみの受入

施策	実施状況	特記事項
平成28年度から境港市の可燃ごみをクリーンセンターで受入れ、処理を行う	○	

(2) クリーンセンターの維持管理（ストックマネジメント）

施策	実施状況	特記事項
ストックマネジメントの手法を導入し、クリーンセンターの計画的な維持管理を行い、長寿命化・延命化を図る	○	平成28年10月から令和2年3月末までの4か年で基幹的設備改良工事を実施。
基幹的設備改良工事の実施に当たって、省エネルギー化を実施し、地球温暖化防止に努める	○	基幹的設備改良工事に伴い、二酸化炭素排出量を約50%削減した。